

資料編

(1)教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年で、再任されることもできます。委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再選されることもあります。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれています。教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命します。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、事務をつかさどります。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

(次ページ「<注釈>経過措置」参照。)

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

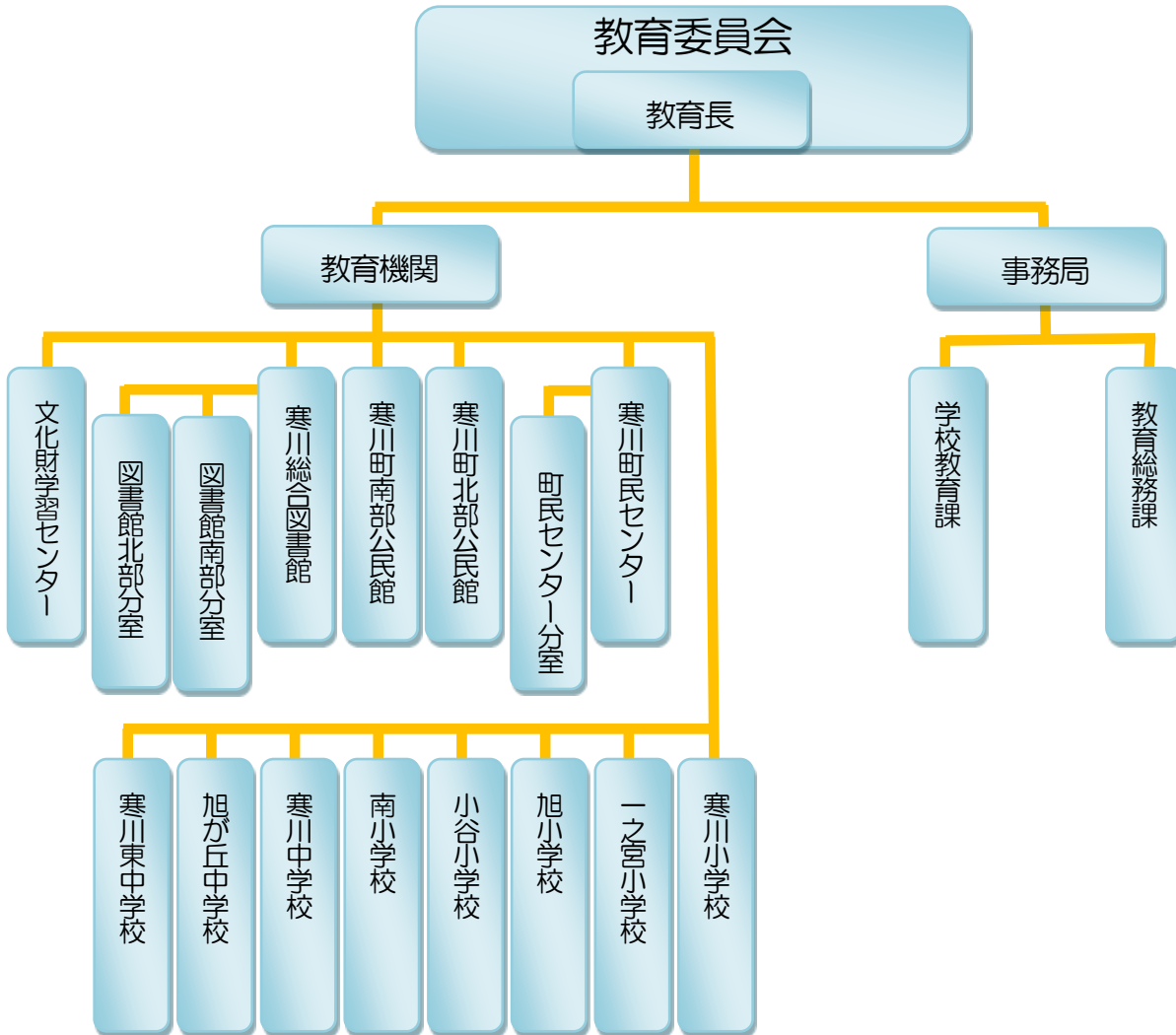
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- スポーツに関すること
- 文化財保護
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関わること

ウ 教育委員会任務の特例

以下の任務については、条例の定めるところにより地方公共団体が執行することができます。

- スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)
- 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

エ 教育委員会の組織図



<注釈>経過措置

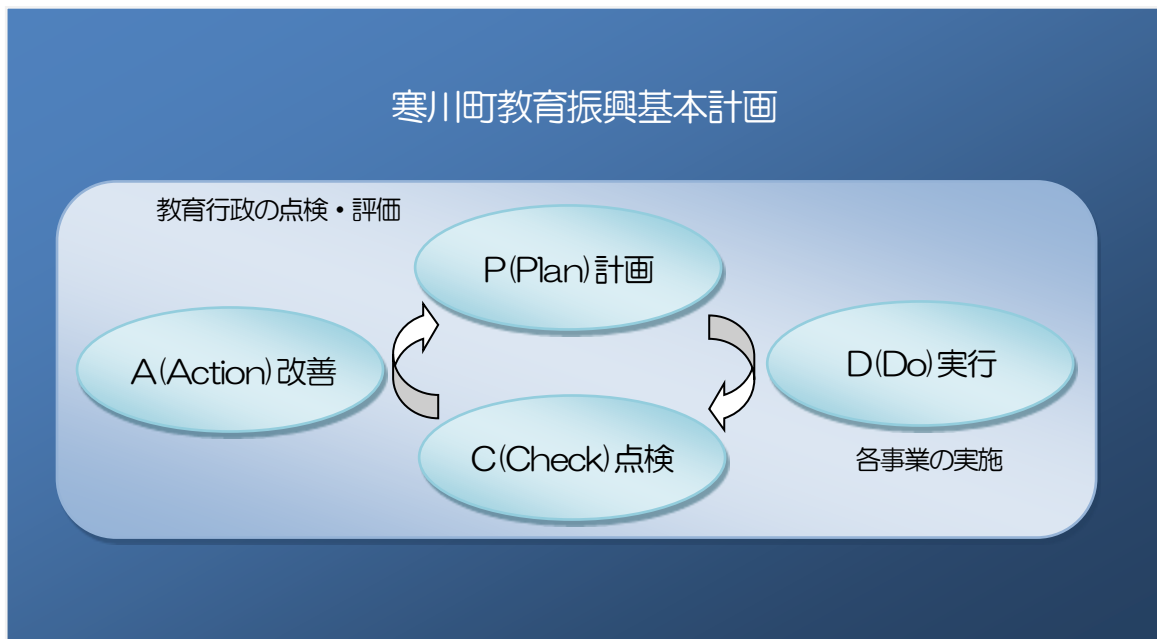
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「旧法」という。）の下で任命された教育長は、改正後の同法の施行日（平成27年4月1日）以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職するものとされています。この場合には、教育委員会の委員長に係る規定等、旧法の一部の規定がなお効力を有するものとされている（※）ことから、当町の教育委員会は、この例に該当し、平成28年3月31日現在、従前の制度により執行されています。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）附則第2条（旧教育長に関する経過措置）

才 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。



(2)教育関連法令等

ア 教育基本法

平成18年法律第120号(平成18年12月22日公布・施行)

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画の概要

◎今後10年間を通じて目指すべき教育の姿（第1期から）

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。
 - ・公教育の質を高め、信頼を確立する。
 - ・社会全体で子どもを育てる。
 - ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。
 - ・高等学校や大学等における教育の質を保証する。
 - ・「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する。
- ※このような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考としつつ、必要な予算についての財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要。

◎今後5年間に実施すべき教育上の方策（第2期から）

＜基本的方向性＞

- ◇基本的方向性1：社会の生き抜く力の養成
 - 生きる力の確実な育成
 - 課題探求能力の修得
 - 自立・協働・創造に向けた力の修得
 - 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
- ◇基本的方向性2：未来へ飛躍を実現する人材の養成
 - 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成
- ◇基本的方向性3：学びのセーフティネットの構築
 - 意欲ある全ての者への学習機会の確保
 - 安全・安心な教育研究環境の確保
- ◇基本的方向性4：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

◎4つの基本方向性を支える環境整備

- ・教育委員会の抜本改革
- ・きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
- ・大学におけるガバナンスの機能強化
- ・大学の財政基盤の確立と施設整備
- ・私立学校の振興
- ・社会教育推進体制の強化

(3)寒川町立小・中学校の概要

平成28年5月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106

電話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開校 昭和22年4月1日
開校記念日 10月21日



学級数 20学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「よく学び よく遊び 心豊かに 元気な子」

学校研究テーマ 「子ども達の学びがあらゆる授業づくり」
～国語科授業のユニバーサルデザイン化に取り組んで～



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢をもち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」
～やさしく かしく たくましく～

学校研究テーマ 国語科をとおして「読み取る力」をつける



旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地 3 〒253-0101

電話 0467(75)0359 FAX (75)2586

開校 昭和36年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 26学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」

学校研究テーマ 「伝え合う力の育成」 ～豊かな言葉で表現できる子どもたちをめざして～



小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電話 0467(75)3671 FAX (75)3215

開校 昭和55年4月1日
開校記念日 6月10日

学級数 18学級（うち特別支援学級3） 通級指導教室

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「思いや考えを伝え合う力の育成を目指して」
～言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育てる～





南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日
開校記念日 6月26日



学級数 19学級（うち特別支援学級1）

学校教育目標 「よく学び なかよく そして しなやかに」

学校研究テーマ 「自ら考え、行動できる みなみの子を育てる」
～物語の理解から互いの考えを深める～



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日
開校記念日 10月11日



学級数 12学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「みんなで学び合い・高め合える学校づくり」
～モラスタを充実！心に響く道徳を目指して～
～組織で充実！アクティブ・ラーニングで授業作り～



旭が丘中学校

所在地 寒川町小動933番地 〒253-0102

電話 0467(75)5553 FAX (75)3329

開校 昭和47年4月1日
開校記念日 4月12日



学級数 19学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「強く 優しく しなやかに」
～元気いっぱい 夢いっぱい ふるさとはここにあり～

学校研究テーマ 道徳の時間における言語活動の充実



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田718番地 〒253-0105

電話 0467(74)0332 FAX (74)0976

開校 平成元年4月1日
開校記念日 6月27日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」
・心身ともに健康で、思いやりのある人（体・徳）
・知性をみがき、情操豊かな人（知・美）
・真理を求め、正しく判断し実行する人（真・善）
を育てる。

学校研究テーマ 言語活動を生かした授業の工夫 ～教えて考えさせる授業を通して～

(4) 社会教育施設の概要

平成28年3月現在

◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106
 電話 0467(74)2333 FAX (75)2239
 敷地面積 2,071.65㎡
 延床面積 3,602.73㎡
 開館 昭和54年11月1日

室名		面積(㎡)	定員(人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小学習室	48.00	20

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。
 ホールとしても使用できます。
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇町民センター分室



室名		面積(㎡)	定員(人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
 (寒川小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)0021
 管理面積 485.50㎡
 使用開始 平成22年4月1日

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00㎡
 延床面積 1,188.10㎡
 開館 昭和57年4月1日

	室名	面積(㎡)	定員(人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号
 〒253-0111
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63㎡
 延床面積 1,497.64㎡
 開館 昭和58年4月1日

	室名	面積(㎡)	定員(人)
A棟1階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106
 電話 0467(75)3615 FAX (75)3669
 開館 平成18年11月3日

＜施設の概要＞

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m ²	
建築面積	1,461.24 m ²	
延床面積	4,707.14 m ²	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m ²
	2階(図書館)	1,238.95 m ²
	3階(図書館)	862.64 m ²
	4階(文書館)	844.36 m ²
	地下機械室	431.73 m ²

＜開館時間・休館日＞

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

＜図書館資料＞

(H28.3.31現在)

図書	一般書	137,570冊
	児童書	39,728冊
	計	177,298冊
視聴覚資料	CD	7,004点
	DVD	1,902点
	計	8,906点
地域資料		52点
新聞		7紙
雑誌		110誌

※雑誌は、平成27年度の最大タイトル数です。

＜館内の概要＞

1階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア44席 児童フロア52席 ●親子読書コーナー、おはなしの へや、企画展示室、録音室、 対面朗読室、子どもインターネ ットコーナーなど
2階	<ul style="list-style-type: none"> ●一般図書、参考図書、視聴覚資 料 ●閲覧席47席 ●視聴覚コーナー14席、インタ ーネットコーナー18席、参考 閲覧室8席、レファレンスルー ム2席など
3階	<ul style="list-style-type: none"> ●学習室50席、会議室20席、 ふれあいコーナー12席、ルー フガーデン、事務室など



館内の様子

◇文化財学習センター



埋蔵文化財展示コーナー

町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111
(一之宮小学校北棟内)
電話・FAX 0467(75)1930

<開館日・開館時間>

開館日 毎週火・水・金・土曜日
(祝日・年末年始を除く)
開館時間 午前9時～午後4時



民俗文化展示室